

猫を複数飼う前に…ちょっと待って！

飼っている猫の数が多くなれば、食餌や散歩などの世話、ペット用品、ワクチン代などの医療費が、単純に頭数に比例して増えるだけではありません。1頭で飼っている場合と違った配慮が必要になり、手間や費用は頭数の何倍にもなります。

それでもあなたは2頭以上飼いたいですか？

猫の複数頭飼育で守るべきこと

<input checked="" type="checkbox"/>	全ての猫の不妊去勢措置と個体識別(名札、マイクロチップなど)
<input checked="" type="checkbox"/>	必ず室内で飼う
<input checked="" type="checkbox"/>	それぞれの猫にくつろぐ快適な空間を複数用意する(隠れられる高い場所)
<input checked="" type="checkbox"/>	エサは頭数分、別々に用意する
<input checked="" type="checkbox"/>	トイレは猫の頭数に1を加えた数(場所)を用意する(爪とぎも複数)
<input checked="" type="checkbox"/>	定期的なワクチン接種と健康診断、病気の予防と治療

これらのことを守って飼える猫の数は何頭なのか、自分の生活、住環境、体力、経済力などを考えて冷静に判断してください。

室内での猫の複数頭飼育について

1 不妊去勢手術

「不妊去勢手術はかわいそう」、「かわい子猫を見たい」と軽い気持ちで生ませても、2回も出産させればすぐに10頭を超え、ほんの1~2年で一人の人がきちんと世話をできる数以上になってしまいます。

2 清潔な居住環境を確保する

猫は本来、きれい好きです。排泄物が放置されている環境での生活は強いストレスとなります。室内飼いであっても、不衛生な環境で猫を多頭飼育すると隣接する住宅に臭いや鳴き声で迷惑となります。特に、集合住宅では大きな問題となってしまいます。

3 それぞれの猫に十分な空間と時間をとる

数が多すぎると全ての猫にあそぶ時間と愛情を注ぐのは不可能です。給餌、トイレの清掃などの世話が行き届いていたとしても、猫密度が異常に高いことは多大なストレスになり、ストレスは異常な鳴き声や異常行動、病気として現れます。

4 不十分な管理は虐待につながる

捨てられた猫を見るとかわいそうでつい拾ってしまい、猫の数が増える事例も多々あります。その結果、世話が行き届かず生活環境が悪化します。きちんと世話ができないのにいたずらに数を増やすのは、猫への虐待につながります。適切な世話をしてくれる飼い主に巡り会う機会を奪ってしまうこともあるのです。

犬猫の里親制度について

金沢市では、動物愛護管理センターに収容され、飼い主に返還できなかった健康な犬や猫を、里親登録者に無料でお譲りしています。

犬猫の適正飼育、法律、ペットにかかる費用などについて学び、終生飼育する責任感と命を預かる自覚を持っていただきます。

里親登録

事前講習

お見合い

正式譲渡

適正な譲渡を行うため、里親希望者の環境やペットが飼える生活であるかについて、いくつかの質問による確認を行います。

どの個体にもそれぞれ個性があります。見た目や種類だけで判断せず、飼育環境やライフスタイル、家族構成などを冷静に考え、自分に合った動物を選びましょう。

ドッグラン金沢の利用について



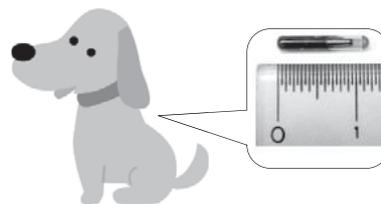
動物愛護管理センター内に設置されたドッグランを、平日のみ(前半:9時~13時、後半:13時~17時)市民に開放しています。

愛犬の運動不足解消としつけ等に、ルールを守ってご利用ください。ご利用には会員登録が必要です。

会員登録時の確認事項

1. 犬の鑑札及び当該年度の狂犬病予防注射済票を犬の首輪等に装着していること
2. 1年以内に受けた5種以上の犬の混合ワクチンの接種証明書を提示すること
3. 申請者の年齢等がわかる身分証明書を提示すること

身元表示(所有明示)はマイクロチップで!



- ・15桁の数字が記録されているチップを、通常のワクチン接種と同じ方法で埋め込みます。
- ・首輪等が取れてしまっても身元の証明が可能です。
- ・チップに記録された数字に対応する飼い主の情報は、日本獣医師会が管理しています。
- ・チップの埋め込みについては、かかりつけの動物病院等に相談しましょう。

**チップを埋め込むだけでなく、日本獣医師会事務局への
飼い主情報の登録をお忘れなく!**

(公社)日本獣医師会事務局(日本獣医師会内マイクロチップ専用窓口)
TEL:03-3475-1695 FAX:03-3475-1697 <http://nichiju.lin.gr.jp/aigo/>

犬に関する手続き

犬の各種手続きは、本市の窓口(動物愛護管理センター又は保健所)で行っています。

犬を飼い始めた場合

- 生後 91 日以上の犬は登録が必要です。**手数料 3,000 円**
- 動物病院(一部病院を除く)でも狂犬病予防注射と一緒に登録ができます。事前に動物病院に料金等を確認して下さい。



引っ越しの場合

- 市外から引っ越した場合
本市の窓口で、旧鑑札と引換えに金沢市の鑑札と交換します。**手数料 無料**
- 市外へ引っ越す場合
新所在地の窓口で、金沢市の鑑札と引換えに新住所地の鑑札と交換してください。
本市への通知は不要です。

犬の鑑札と注射済票は犬の首輪等に装着しなければいけません

その他、犬の登録事項を変更した場合

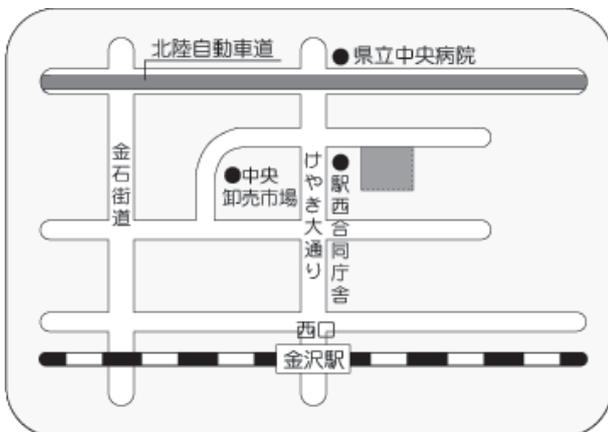
狂犬病予防注射案内はがきの変更届又は死亡届に、必要事項を記入してセンターへ郵送するか、直接、窓口にお越しください。

ペットに関することを保健所ホームページでお知らせしています。

金沢市保健所 ペットについて

検索

相談窓口



金沢市保健所 衛生指導課

TEL 234-5114 FAX 220-2518
金沢市西念 3-4-25



動物愛護管理センター

TEL 258-9070 FAX 258-9071
金沢市才田町戊370-2